

武蔵村山市 次世代育成支援行動計画

－ みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 －

〔 後期計画 〕



平成 22 年 3 月

武蔵村山市

はじめに

武蔵村山市は、少子化が進行する中、地域全体で子育てを支援する体制を整備し、子育ての社会化を促進することを重要な課題ととらえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向け、更なる支援策を講じるため、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、平成17年3月に「武蔵村山市次世代育成支援行動計画」(平成17年度から平成21年度まで)を前期の実施期間として策定し、保育所の整備及び定員増、延長保育、病後児保育、学童クラブの整備及び定員増を図り、子育て環境の整備の推進をしてまいりました。

一方、この平成17年の計画策定以降、市内西部地域等での戸建て住宅の開発等により、この5年間に人口が約4,300人増加となり、そのうちの約500人を乳幼児人口が占めていることから、これに伴う保育所入所希望者が増加し、現状では待機児童数の解消に至っていない状況にあります。

市は、このような現状を踏まえつつ、子育て中の保護者を対象に次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、武蔵村山市における家庭での子育ての実態や子育て支援に関する要望・意見等の現状を把握するとともに、前期計画の達成状況を検証し、今後の次世代育成支援の基本となる「武蔵村山市次世代育成支援行動計画 後期計画」(平成22年度から平成27年度まで)を策定することといたしました。

この後期計画の策定に当たりましては、福祉、保健、教育等の関係機関及び市民の方を構成員とする「次世代育成支援対策行動計画検討協議会」から御報告をいただいた行動計画の原案を基に、武蔵村山市第3次長期総合計画及び武蔵村山市地域福祉計画の基本的考え方等と整合を図りながら策定したものであります。

今後も、基本理念の『家族ぐるみ 地域ぐるみの 子育て環境づくり ー みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 ー』を実感いただけますよう、この計画を推進してまいります。

平成22年3月

武蔵村山市長 荒井三男

1 計画の性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に規定されている市町村行動計画に該当し、すべての子どもと子育て家庭を対象に、母子保健、小児医療、児童福祉、教育、その他子育て支援の環境整備など、市が進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。

また、「武蔵村山市第3次長期総合計画 後期基本計画」（平成18年度～22年度）を上位計画とするとともに、福祉保健施策の基本計画である「武蔵村山市地域福祉計画」（平成18年度～22年度）に内包される“武蔵村山市子ども家庭福祉計画”と一体的な関係にあります。

さらに、本市の次世代育成支援対策を着実に進めていくために、本計画に基づいて市民一人ひとりをはじめ、各家庭や学校・地域・職場の積極的な取組を促進するものです。

(2) 計画の期間

本計画は、平成22年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする6か年計画です。次世代育成支援対策推進法では、市町村行動計画の期間は5年を1期とすることが規定されていますが、「武蔵村山市地域福祉計画」の計画期間との整合を確保するため、本計画の期間を6か年と設定します。

なお、計画の基礎となる将来人口や子育て支援サービスの目標事業量については、国が示した「行動計画策定指針」に基づき、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日厚生労働省策定）の目標年度（平成29年度）に達成されるべき事業量を考慮した上で、平成22年度と平成26年度の目標を設定しています。

(3) 計画の対象

本計画は、子どもと子育て家庭を含むすべての市民と市内の事業主、NPO、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

また、本計画では、「子ども」とはおおむね18歳未満の児童をいいます。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

核家族化の進行や個人の生き方の多様化など、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした中、地域、行政、関係機関・団体、企業・サービス事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深め、“子どもを未来の希望”ととらえることが重要です。

これらを踏まえ、家族（家庭）と地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを推進し、武蔵村山市で子どもを生み、育てたいと思えるような、みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまちの実現を目指します。

家族ぐるみ 地域ぐるみの子育て環境づくり
－ みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 －

(2) 基本目標

前期計画の達成状況に基づく今後の重点課題を踏まえ、本計画では次の 5 つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識を醸成するとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支え、子育て家庭が抱えるさまざまな負担の軽減を図ります。また、女性の社会進出の増加を踏まえ、子育てをしながら働きやすい環境づくりを推進します。

さらに、子育てを通じて享受する喜びを十分に感じる環境づくりや、子育て家庭に関するさまざまな地域資源ネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の推進に加え、情報提供や相談の機会を充実し、母親の不安解消を図ります。

また、食を通じて豊かな人間性や家族の絆が形成され、心身の健全育成につながる食育に関する理解を促進し、その普及を推進します。

さらに、思春期保健対策として、教育現場での性教育の充実や、家庭教育の必要性に関する啓蒙を進めます。

基本目標3 教育環境の整備

子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等を含めた確かな学力の向上を目指します。また、道徳教育の充実等による心の育成や、スポーツ環境の整備等による身体の育成を推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を地域で見守り、応援していくという観点から、幼児・児童がのびのびと活動できる場や、中・高生や高齢者とふれあえる機会を充実していきます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、施設や交通機関等のバリアフリー化を進めます。

また、子どもを犯罪から守るために、地域の関係機関による連携のもと、安全・安心のまちづくりの方向性を共有し、防犯体制の強化を目指します。

さらに、子どもを交通事故から守るために、安全な道路交通環境を確保するとともに、交通マナーの遵守などに関する啓発を進めます。

基本目標5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

増加傾向にある児童虐待については、発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアなどの支援を行うとともに、子育ての不安や悩みなどを抱えた親が相談しやすい体制づくりを進めるなど、きめ細かな対応を行っていきます。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなどの悩みや経済的負担がみられることから、子育て支援に関する情報提供をはじめ、サービスの利用などにも配慮していきます。

さらに、障害のある子どもについては、関係機関による連携のもと障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、相談体制、機能訓練、福祉サービス等の充実を進めます。

3 施策方向の事業一覧

基本目標1 子育て家庭の支援

施策の方向		NO.	事業
1-1 地域での子育て家庭の支援	(1)子育て支援サービスの充実	1	認可保育所による通常保育事業
		2	低年齢児保育事業
		3	家庭的保育事業
		4	認証保育所事業
		5	保育室事業
		6	幼稚園における預かり保育事業
		7	認定こども園
		8	延長保育事業
		9	夜間保育事業
		10	トワイライトステイ事業
		11	休日保育事業
		12	病児・病後児保育事業
		13	一時預かり事業
		14	ショートステイ事業
		15	子育てセンター事業
		16	ファミリーサポートセンター事業
		17	子ども家庭支援センター事業
		18	民生・児童委員活動
	(2)情報提供及び相談機能の充実	15	子育てセンター事業(再掲)
		19	子育て支援情報の提供
		20	幼稚園における相談情報提供等事業
		21	乳幼児育成指導事業
	(3)子育て支援のネットワークづくり	15	子育てセンター事業(再掲)
		17	子ども家庭支援センター事業(再掲)
	(4)児童の健全育成	22	ちびっ子体操教室
		23	青少年問題協議会活動
		24	青少年非行防止活動
		25	青少年対策地区委員会活動
		26	北多摩地区保護観察協会
27		北多摩西地区保護司会武蔵村山分区補助金	
28		社会を明るくする運動実施委員会	
29		少年・少女スポーツ大会	
1-2 仕事と子育ての両立		30	男女共同参画促進のための啓発事業
		30	男女共同参画促進のための啓発事業(再掲)
		31	ハローワーク求人情報の提供
	32	求人情報相談の充実	
	33	資格・技能情報の収集と提供	
	34	転職・再就職講座の開催	
1-3 子育て家庭への経済的支援の充実	35	国・東京都の機関との連携	
	36	児童手当(H22年度より子ども手当制度に変更予定)	
	37	子どもの医療費助成事業	
	38	私立幼稚園就園奨励費補助金	
	39	出産育児一時金	
	40	就学援助費支給事務	
	41	奨学資金	
	42	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	
	43	生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業	

基本目標2 母子の健康の確保と増進

施策の方向	NO.	事業
2-1 母子の健康づくり	(1)疾病予防・健康増進事業の推進	44 健康づくり推進協議会の設置 45 イベントへの健康コーナーの設置 46 母子保健連絡協議会の設置 47 母子健康手帳の交付及び活用 48 母親学級(パパとママのマタニティークラス) 49 妊産婦健康診査 50 妊産婦健康診査費助成事業 51 先天性代謝異常等検査 52 妊産婦・新生児訪問指導 53 乳幼児健康診査 54 精密健康診査 55 予防接種 56 子どもの栄養と歯科相談 57 乳幼児歯科健康教室(かむかむキッズ) 58 乳幼児歯科相談
	(2)妊娠・出産・育児に関する家庭支援	21 乳幼児育成指導事業(再掲) 47 母子健康手帳の交付及び活用(再掲) 49 妊産婦健康診査(再掲) 50 妊産婦健康診査費助成事業(再掲) 53 乳幼児健康診査(再掲) 59 保健指導票の交付 60 妊娠高血圧症候群等医療費助成 61 入院助産 62 母子栄養強化食品の支給 63 育児支援ヘルパー事業
	(3)食育の推進	64 離乳食教室(初期・中期) 65 学校給食の充実
2-2 小児医療の充実		66 小児初期救急平日準夜診療事業 67 休日急患診療事業 68 休日準夜急患診療事業 69 休日歯科急患診療事業

基本目標3 教育環境の整備

施策の方向	NO.	事業
3-1 学校教育の充実	(1)確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成	41 奨学資金(再掲) 70 学校週5日制対応事業 71 帰国子女等指導事業 72 学校プール指導事業 73 小中学校健全育成事業 74 公立中学校総合体育大会 75 鑑賞教室 76 部活動補助事業 77 連合行事運営事業 78 野山北公園内水稻栽培 79 外国青年英語教育推進事業 80 武蔵村山市教育のつどい 81 中学校区実践活動推進事業 82 修学旅行・移動教室 83 健康診断事業

施策の方向		NO.	事業
3-1 学校教育の充実	(2)信頼される学校づくり	84	学校教室等開放
		85	学校いきいきプラン教員補助者派遣事業
		86	各種研修会
		87	研究紀要の作成
		88	小中学校教育研究会奨励事業
		89	市立学校校内研究奨励事業
		90	学校施設整備事業
	(3)いじめ・不登校等への取組	91	教育相談室
		92	適応指導教室
3-2 幼児教育の充実		38	私立幼稚園就園奨励費補助金(再掲)
		42	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金(再掲)
		7	認定こども園(再掲)
		93	幼児対象子育て支援事業
		94	おはなしの会
		95	幼稚園、保育園及び小学校との連携
3-3 家庭や地域の教育力の向上	(1)家庭教育の充実	96	家庭教育講座
		97	「家庭の日」普及活動
		48	母親学級(パパとママのマタニティークラス)(再掲)
	(2)地域の教育力の充実	98	世代間交流の促進
		99	青少年健全育成講演会
		100	武蔵村山市リーダー研修会
		101	青少年・青少年吹奏楽団の育成支援
		102	図書館資料の充実
		70	学校週5日制対応事業(再掲)
		84	学校教室等開放(再掲)

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向		NO.	事業
4-1 バリアフリーのまちづくり		103	公共的建築物のバリアフリー化
		104	道路環境の充実
		105	路線バス等の利用環境等の充実
		106	賃貸住宅の供給促進
4-2 安全・安心のまちづくり	(1)安全な道路交通環境の整備	107	道路・公園などの都市基盤整備
	(2)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	108	児童・生徒に対する交通安全教育の推進
		109	交通安全教育等実施
		110	学童交通擁護員
(3)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	111	安全・安心パトロール活動の推進	
	112	子どもを守るための活動の推進	
	113	東大和地区防犯協会補助金	
(4)被害に遭った子どもたちの保護の推進	112	子どもを守るための活動の推進(再掲)	
	114	交通災害共済事業	
4-3 子どもの居場所の確保	(1)子どもの居場所づくり	115	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
		116	放課後子ども教室
117		児童館の充実	
118		児童館合同事業	
119		認可保育所の園庭開放	
120		幼稚園における園庭・園舎の開放	
(2)公園、広場等の整備	121	児童遊園・運動広場の整備	
	122	屋外学習体験広場	

基本目標5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

施策の方向	NO.	事業
5-1 児童虐待の防止	123 124 17	児童虐待防止のネットワーク事業 子ども生活相談 子ども家庭支援センター事業(再掲)
5-2 ひとり親家庭への支援	125 126 127 128 129 130 131 132	ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業 児童扶養手当 児童育成手当 母子生活支援施設保護 ひとり親家庭小中学校入学児童入学準備金 ひとり親家庭医療費助成事業 養育家庭への支援活動のPR普及 ひとり親家庭への各種制度のPR普及
5-3 障害児施策の充実	(1)障害の早期発見と家庭での保育の支援	51 先天性代謝異常等検査(再掲) 52 妊産婦・新生児訪問指導(再掲) 53 乳幼児健康診査(再掲) 54 精密健康診査(再掲) 133 特別障害者手当等 134 心身障害者福祉手当 135 心身障害児通所訓練
	(2)学習援助と機会の提供	136 特別支援教育巡回相談 137 特別支援教育支援員 138 特別支援学級 139 介助員 127 児童育成手当(再掲) 140 特別児童扶養手当



4 数値目標

(1) 子育て支援サービス等の目標事業量

			単位	H21年度 実施予定	H22年度 目標	H26年度 目標	H27年度 目標	H29年度 目標
認可保育所 (通常保育事業)	事業量	3歳未満	人/日	719	739	799	799	820
		3歳以上	人/日	1,177	1,187	1,247	1,247	1,247
		計	人/日	1,896	1,926	2,046	2,046	2,067
	施設数	か所	13	13	14	14	14	
家庭的保育事業	事業量	3歳未満	人/日	0	0	30	30	30
		3歳以上	人/日	0	0	0	0	0
		計	人/日	0	0	30	30	30
	実施か所数	か所	0	0	10	10	10	
事業所内保育施設	事業量	人/日	13	15	15	15	15	
	施設数	か所	3	3	3	3	3	
認証保育所	事業量	人/日	0	0	30	30	30	
	施設数	か所	0	0	1	1	1	
その他の保育施設	事業量	人/日	30	30	30	30	30	
	施設数	か所	3	3	3	3	3	
幼稚園の預かり保育	事業量	人/日	76	90	98	98	97	
	施設数	か所	4	4	4	4	4	
認定こども園	事業量	人/日	0	0	40	40	40	
	施設数	か所	0	0	1	1	1	
延長保育事業	事業量	人/日	135	—	225	225	315	
	実施か所数	か所	3	—	5	5	7	
夜間保育事業	事業量	人/日	0	—	10	10	10	
	実施か所数	か所	0	—	1	1	1	
トワイライトステイ事業	事業量	人/日	0	—	2	2	2	
	実施か所数	か所	0	—	1	1	1	
休日保育事業	事業量	人/日	0	—	30	30	30	
	実施か所数	か所	0	—	1	1	1	
病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	事業量	人/日	4	—	4	4	4	
	実施か所数	か所	1	—	1	1	1	
一時預かり事業	事業量	人/日	2	—	25	25	25	
	実施か所数	か所	4	—	5	5	5	
ショートステイ事業	事業量	人/日	0	—	2	2	2	
	実施か所数	か所	0	—	1	1	1	
放課後児童健全育成 事業(学童クラブ)	事業量	人/日	650	650	720	720	790	
	実施か所数	か所	10	11	12	12	13	
放課後子ども教室	実施か所数	か所	5	7	9	9	9	
地域子育て支援拠点事 業(子育てセンター)	実施 か所数	センター型	か所	1	—	1	1	1
		ひろば型	か所	3	—	3	3	3
ファミリーサポート センター事業	実施か所数	か所	1	—	1	1	1	
	登録者数	人	400	—	400	400	400	

(2) 子育て環境全般に関する数値目標

		H20 年度 実績	H27 年度 目標	
子どもと一緒に時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和が図られている）と思う保護者の割合	就学前児童の	父親	40.9%	45%以上
		母親	65.0%	72%以上
	小学校児童の	父親	48.0%	53%以上
		母親	71.8%	79%以上
子育てについて、楽しみや喜び、生きがいを感じている保護者の割合（楽しみや喜びを感じている、生きがいを感じている人の合計）	就学前児童の保護者		73.3%	81%以上
	小学校児童の保護者		70.2%	77%以上
武蔵村山市は、安心して子どもを産み育てることができるまちと思う保護者の割合（そう思う、まあそう思う人の合計）	就学前児童の保護者		57.7%	63%以上
	小学校児童の保護者		54.6%	60%以上

5 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

- 本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済などの広範囲にわたっていることから、全庁的に施策を推進していきます。また、児童相談所や保健所、警察などの関係機関との連携のもとに、総合的な取組を図っていきます。
- 本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、達成状況をチェックしていくことが必要です。そのため、庁内に設置された「武蔵村山市次世代育成支援行動計画推進委員会」において、目標事業量等をもとに各年度の実施状況を把握・点検し、計画の着実な推進を目指します。

(2) 市民との協働

- 本計画の推進に当たっては、市民と行政の協働が不可欠です。そのため、子どもにかかわる民間団体等との連携を図るとともに、地域、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進します。
- 本計画の内容は、広報紙や市ホームページ等により、広く市民に周知するとともに、計画の実施状況について毎年度、公表していきます。

武蔵村山市次世代育成支援行動計画

－ みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 －

〔後期計画・概要版〕

平成22年3月発行

発行 武蔵村山市

編集 武蔵村山市健康福祉部子育て支援課

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 (042) 565-1111 (代表)
